

# 日本語教室学習支援事業

## Q&A

(H21. 1)

**Q1** 対象となる児童生徒の範囲はどこまでか。

**A1** 対象となる児童生徒は、基本的には日本の義務教育の年齢の子どもです。小中学校に通う外国人児童生徒、外国人学校に通う子どもたちと不就学の子どもで義務教育の年齢の者が対象となります。

**Q2** 助成対象となる団体には、協会の定める日本語指導者が1名必要とあるが、日本語指導者の要件は何か。

**A2** 少しでも多くのボランティアの方々にご協力いただき外国人児童生徒の日本語学習を支援していきたいと考えています。

具体的には、日本語指導に必要な知識・経験のある以下の条件に合う方が対象となります。(いずれか一つの要件で可)

- ① 1年以上日本語教育若しくは研究に従事した者、又は1年以上 日本語ボランティアの経験がある者
- ② 学校で教師等の経験がある者
- ③ 財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ④ 文化庁の「日本語教員養成のための標準的な教育内容」で定める420時間以上の養成講座を修了した者
- ⑤ 大学(短期大学を除く。)において日本語教育に関する主専攻を修了し、卒業した者(関係科目45単位以上)
- ⑥ 大学(短期大学を除く。)において日本語教育に関する科目を修得し、卒業した者(関係科目26単位以上)

**Q3** 将来、少しでも多くの子どもの日本語指導をしたいと考えており、対応できるボランティアもいるが、現在のところ4人しか学習希望がない。助成対象になるか。

**A3** 原則的には、5人以上の児童を対象とした日本語教室を要件としていますが、その地域に他に日本語教室がないなど特別な事情がある場合は、事業審査委員会に諮って認定される場合がありますので、事務局に個別に相談してください。

**Q4** 助成対象となる日本語教室の条件に、「週1回以上日本語教室を行うものであること」とあるが、祝日と重なったり、会場の都合などにより月3回しか開催できなかったりした場合は、助成を受けられないか。

**A4** 「週1回以上教室を開催することを前提した日本語教室」が認定条件ですが、祝日の重複や会場の都合など、やむを得ない場合は、月3回の開催でも助成します。

ただし、月に2回以下しか開催されなかった場合は、原則、その月は助成の対象外とします。(災害など特別な事情がある場合は個別に事務局で判断します。)

**Q5** どのような親子教室の場合が助成金対象となりますか。

**A5** 親子教室の場合でも、児童生徒向けのカリキュラムがあり5人以上の児童生徒が出席する親子教室であれば助成対象となります。ただし、助成額は、児童生徒数で教室運営基礎額及び人数割額を算定します。

**Q6** 団地の同一の集会場内で、レベル別（曜日別）に教室を作り、時間を分けて（部屋を分けて）日本語指導をしているが、「教室運営基礎額」はどのように助成されるのか。

**A6** 「教室運営基礎額」は、所在地ごとに算定します。  
ご質問のケースでは、レベル別（曜日別）の教室の助成対象児童生徒数を合算し、その合計数で教室運営基礎額を算出します。

例1) 三の丸日本語教室（同一所在地の場合）

初級クラス…対象児童生徒5人

中級クラス…対象児童生徒10人

⇒初級クラス、中級クラスの児童生徒数を合算して算出します。

・教室運営基礎額（15人） 20,000円…A

・人数割額（15人×2,000円） 30,000円…B

・助成額（A+B） 50,000円

例2) なごや日本語教室（異なる所在地の場合）

水曜クラス（甲団地集会所）…対象児童生徒10人

日曜クラス（乙団地集会所）…対象児童生徒8人

⇒それぞれの教室に助成します。

〈水曜クラス〉

・教室運営基礎額（10人） 10,000円…A

・人数割額（10人×2,000円） 20,000円…B

・助成額（A+B） 30,000円

〈日曜クラス〉

・教室運営基礎額（8人） 10,000円…A'

・人数割額（8人×2,000円） 16,000円…B'

・助成額（A'+B'） 26,000円

**Q7** 助成金は教室運営基礎額と人数割額の合算額で支給されるが、教室運営基礎額は、教室使用料や光熱水費などにしか支出できないのか。

**A7** 教室運営基礎額と人数割額は助成金を算定するための算定方法です。子どもの日本語指導に必要な経費であれば、助成金の範囲内で教室使用料、指導者謝礼・旅費、コピー代、テキスト代など教室の指導方法に合わせて支出することができます。

**Q8** 教室を月に3回しか開催できなかった場合、何回出席した子どもが助成対象となるか。

**A8** 出席率はその月の開催数を分母として算出します。月に3回開催した場合は分母が3になりますので、助成対象となる出席率（50%以上）は、月2回の出席となります。